

第1回第10採択地区協議会

日 時 令和5年4月24日（月）
10時～
会 場 三芳町総合体育館
3階 小会議室2

次 第

1 開 会

2 あいさつ ふじみ野市教育委員会教育長

3 第10採択地区協議会委員名簿について

4 協 議

(1) 協議 1 第10採択地区協議会要綱について

(2) 協議 2 第10採択地区協議会正副会長の選出について

(3) 協議 3 第10採択地区協議会の公開・非公開について

(4) 協議 4 第10採択地区専門員・事務担当者の委嘱について

(5) 協議 5 令和5年度第10採択地区協議会予算について

(6) 協議 6 今後の教科用図書採択に関わる日程について

(7) 協議 7 教科用図書の選定の方法について

(8) 協議 8 専門員の調査研究について

(9) 協議 9 学校における研究結果の聴取について

(10) 協議10 保護者等の意見・感想等の聴取について

(11) 協議11 教科書採択の公正性・透明性を高めるための関係者への留意事項

その他

5 諸連絡

6 閉 会

第10採択地区協議会委員名簿

委員

富士見市		ふじみ野市		三芳町	
教育長	山口 武士	教育長	朝倉 孝	教育長	古川 慶子
教育長 職務代理者	宮 陽一	教育長 職務代理者	富田 信太郎	教育長 職務代理者	池上 善一
教育委員	深井 美千代	教育委員	茂井 万里絵	教育委員	細谷 雄司
教育委員	横田 豊三郎	教育委員	西山 幸吉	教育委員	島田 喜昭
教育委員	深野 はるみ	教育委員	吉野 榮	教育委員	多胡 晴子

事務担当者

富士見市	西嶋 環	
ふじみ野市	石川 聖徳	古賀 崇
三芳町	萬 将広	

協議 1

第 10 採択地区協議会要綱（案）

（目的）

第 1 条 この第 10 採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 10 採択地区内の市町立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

（協議会を設ける市町の教育委員会）

第 2 条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）がこれを設ける。

- 一 富士見市教育委員会
- 二 ふじみ野市教育委員会
- 三 三芳町教育委員会

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、関係市町教育委員会の教育長及び委員をもって充てる。

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、自己、配偶者若しくは 3 親等以内の親族の利害に関係のある事件については、その議事に加わることができない。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときまたはかけたときは、副会長がその職務を代理する。

4 会長の任期は、1 年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 委員半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招

協議 1

集しなければならない。

- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。
- 4 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければならない。
- 5 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。
- 6 協議会の委員は、会議に関わる事項において、知り得た内容を外部に漏らしてはならない。

(専門員)

第7条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、専門員を置く。

- 2 専門員は、第10採択地区内の学校の校長若しくは教頭、主幹教諭、教諭等を充て、種目ごとに原則として3名以上（うち校長または教頭1名を含む）とする。
- 3 専門員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 専門員は、調査の内容及びその他調査に関わる事項において、知り得た内容を外部に漏らしてはならない。

(教科用図書の選定の方法)

第8条 教科用図書の選定は、第7条第3項の報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定のための資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

協議 1

(選定した教科用図書の通知)

第 9 条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

(協議会の公開及び議事録、資料の公表)

第 10 条 協議会は公開とする。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

2 協議会の会議の議事録及び前条第 4 項の資料については、関係市町教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

(経費の支弁の方法)

第 11 条 協議会に要する費用は、関係市町の協議により決定した額について、関係市町が負担する。

(庶務)

第 12 条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

(雑則)

第 13 条 要綱の改正、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(保存)

第 14 条 協議会の議事録及び資料については、事務局が保存する。保存期間は協議会に使用された年度から 5 年間とする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 24 日から施行する。

協議 2

第 1 0 採択地区協議会正副会長の選出

第 1 0 採択地区協議会要綱第 5 条に基づく正副会長の選出

会 長 ()

副会長 ()

協議 4

第 10 採択地区専門員・事務担当者（案）

小学校用教科書

教科等	専門員長	専門員	事務担当者
国 語	富士見市	ふじみ野市・三芳町	富士見市
書 写	三芳町	富士見市・ふじみ野市	三芳町
社 会	ふじみ野市	富士見市・三芳町	ふじみ野市
算 数	富士見市	富士見市・三芳町	富士見市
理 科	富士見市	ふじみ野市・三芳町	富士見市
生 活	ふじみ野市	富士見市・ふじみ野市・三芳町	ふじみ野市
音 楽	ふじみ野市	富士見市・ふじみ野市	ふじみ野市
図 工	富士見市	富士見市・ふじみ野市	富士見市
家 庭	ふじみ野市	富士見市・ふじみ野市	ふじみ野市
保 健	富士見市	富士見市・ふじみ野市	富士見市
外国語	三芳町	富士見市・ふじみ野市・三芳町	三芳町
道 徳	ふじみ野市	富士見市・ふじみ野市・三芳町	ふじみ野市

協議 5

令和5年度第10採択地区協議会予算（案）

【収入の部】

項 目	名 称	金 額	内 訳 等
負担金	各市町負担金	45,000	15,000 円×3 市町
雑入	預金利子等	0	貯金利息
繰越金	令和2年度繰越金	30,777	
	収入合計	75,777	

【支出の部】

項 目	名 称	金 額	内 訳 等
会議費	会場費	15,000	会議に際してのお茶代等
需用費	消耗品費	32,000	用紙代、ファイル代等
通信運搬費	郵送費	8,000	通知・案内配布等
予備費	予備費	20,777	
	支出合計	75,777	

協議 6

今後の教科用図書採択に関わる日程（案）

実施日	内 容	備 考
4月24日（月）	第1回第10採択地区協議会 （採択協議会要項等の決定）	三芳総合体育館 3階 小会議室2
5月17日（水）	教科書採択地区専門員委嘱 第1回専門員会（合同）	三芳町役場
6月	第2回、第3回専門員会 ※5～6月に県の研究資料配布予定	
※教科書展示会 6月19日から7月5日（含1日（土））にかけて14日間開催 三芳町役場		
7月上旬	・事務担当者会議 ・第4回専門員会（合同）	
7月上旬	・学校における研究結果報告 ・代表者は研究報告書を事務局に提出 ・教科書展示会アンケート集計	（各市町教育委員会から 事務局へ）
7月上旬	専門員代表者会議 ※調査研究の最終稿確認等	三芳町役場
7月12日（水）	第2回第10採択地区協議会 （専門員調査報告）	三芳町役場5階 501会議室
7月24日（月）	第3回第10採択地区協議会（選定）	三芳町役場5階 501会議室
8月上旬	各市町教育委員会議（追認） 定例会がない場合は臨時教育委員会議	
8月上旬	教育委員会から議決内容の報告	事務局に提出
事務局より通知	各教育委員会から各管内小学校に通知	
8月中旬	教科書需要票・一覧表提出	学校→教委
	教科書需要票・一覧表受領会	
8月下旬	県教育委員会へ教科書需要票・一覧表 提出	
9月初旬	事務担当者会議 ・会計報告等	ふじみ野市

協議 7

教科用図書の選定の方法（案）

例

（教科書選定用紙）

学校種：小学校		種目：国語	
	選定	教科用図書(例)	発行会社名
1		国語	弘文堂出版
2		小学生が学ぶ国語	講談館
3		考える国語	三ツ村図書
4		正しく学ぶ国語	計文館
5		基本的な国語	民明書房

※「選定」欄に、○を付ける。

第 10 採択地区専門員の調査研究について（案）

1 調査資料の特徴

(1) 県が作成する調査資料

- ・ 網羅的に調査し、全体像ができるだけわかるように作成する。
- ・ 主観的表現を避け、事実のみを記載する。
- ・ マイナス表現をせず、偏りなく記述する。

→市町村の教科書採択に影響を与えず、教科書の全体像を把握することが目的となっている。

(2) 第 10 採択地区で作成する調査資料

- ・ 採択権者が判断しやすい資料を作成する。
- ・ 地区で設定した観点をもとに、工夫してある点と改善を要する点を明記する。
- ・ 網羅的な調査はしない。ただし、県の調査資料をもとに調査員は個々の教科書を確認する。

→採択権者は調査研究の結果を受け、参考にしながら採択を行う。調査研究の結果がそのまま採択に反映するものではない。

2 地区の調査資料の作り方

(1) 観点の設定

- ・ 観点は「2～3個＋その他」で各教科設定する。
- ・ 観点は「地区の課題に基づく観点」あるいは「各教科で大切にしたいことに基づく観点」とする。
- ・ 「その他」は調査研究を進める中で気づいた点を記述する。

(2) 書き方

- ・ 主観的表現を避け、事実を記述する。
- ・ 「～が悪い」という表現ではなく「～の点については改善が必要である」という書き方。
- ・ 工夫されている点、よい点については「○」、改善が必要な点、工夫してほしい点については「△」を行頭につける。
- ・ 「○」「△」内に当てはまらない特徴で特に記述する場合には「・」を行頭につける。
- ・ 「○」と「△」の合計が各者同量になるようにする。
- ・ 記述量についてはそろえなくてもよい。

令和5年度使用 小学校〇〇科（〇〇）調査資料

発行者	調査内容
弘文堂	<p><〇〇について></p> <p>○ 教材数は「1年7、2年7、3年5」と5者の中で2番目に多く掲載されている。多様な学びが実現しやすい。</p> <p>△</p> <p>.....。</p> <p><□□について></p> <p>△</p> <p>.....。</p> <p><その他></p> <p>○</p>
計文館	<p><〇〇について></p> <p>△ 教材数は「1年4、2年5、3年5」と5者の中で一番少ない。指導者の工夫が最も求められる。</p> <p>△</p> <p>.....。</p> <p><□□について></p> <p>○</p> <p>.....。</p> <p><その他></p> <p>△</p>
民明書房	<p><〇〇について></p> <p>△ 教材数は「1年6、2年5、3年4」と5者の中で2番目に少ない。指導者の工夫が求められる。</p> <p>△</p> <p>.....。</p> <p><□□について></p> <p>△</p> <p><その他></p> <p>△</p>

協議 9

学校における研究結果の聴取（案）

（学校における研究結果の報告用紙）

国語

	教科用図書名(例)	発行者名	研究結果
1	新しく学ぶ国語	弘文堂出版	
2	楽しい国語	講談館	
3	みんなの国語	三ツ村図書	
4	国語を学ぼう	計文館	
5	小学国語の時間	民明書房	

協議10

保護者等の意見・感想等の聴取（案）

<令和5年度教科書展示会アンケート>

【三芳町役場】

教科書展示会においでくださり、ありがとうございます。展示会の運営や御覧になった教科書のことなど、御意見・御感想等ございましたら、御記入ください。

御記入者【保護者・一般・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・教育委員会】

御記入いただいている方の
居住地（市町村名）

意
見
・
感
想
等